

議案第 5 1 号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成
2 7 年板橋区条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 6 の項中「行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める
命令（平成 2 6 年内閣府・総務省令第 5 号。以下「番号法別表第 1 主務
省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成 2 6 年内
閣府・総務省令第 5 号。以下「番号法別表主務省令」に改め、同表 1 7
の項から 1 8 の 2 の項までの規定中「番号法別表第 1 主務省令」を「番
号法別表主務省令」に改め、同表 2 0 の項中「行政手続における特定の
個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
定める事務及び情報を定める命令（平成 2 6 年内閣府・総務省令第 7 号。
以下「番号法別表第 2 主務省令」という。）第 1 3 条」を「行政手続に
おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタ
ル庁・総務省令第 9 号。以下「利用特定個人情報主務省令」という。）
第 3 0 条」に改め、同表 2 1 の項中「番号法別表第 2 主務省令第 5 5 条」
を「利用特定個人情報主務省令第 1 4 6 条」に改め、同表 2 2 の項中「
番号法別表第 2 主務省令第 3 2 条及び第 3 3 条」を「利用特定個人情報
主務省令第 8 8 条及び第 8 9 条」に改め、同表 2 2 の 2 の項中「番号法

別表第2主務省令第38条」を「利用特定個人情報主務省令第94条」に改め、同表22の3の項中「番号法別表第2主務省令第19条」を「利用特定個人情報主務省令第44条」に改め、同表23の項中「番号法別表第2主務省令第31条」を「利用特定個人情報主務省令第83条」に改め、同表24の項中「番号法別表第2主務省令第37条」を「利用特定個人情報主務省令第93条」に改め、同表25の項中「番号法別表第2主務省令第40条」を「利用特定個人情報主務省令第108条」に改め、同表26の項中「番号法別表第2主務省令第22条及び第28条」を「利用特定個人情報主務省令第55条及び第78条」に改める。

別表第3の2の項事務の欄中「番号法別表第2主務省令第19条」を「利用特定個人情報主務省令第44条」に改め、同項特定個人情報の欄中「番号法別表第2主務省令第19条第1号」を「利用特定個人情報主務省令第44条第1号」に改め、同表3の項中「番号法別表第2主務省令第24条」を「利用特定個人情報主務省令第65条」に改め、同表4の項中「番号法別表第2主務省令第44条第1号」を「利用特定個人情報主務省令第127条第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による関係省令の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。